

# 保険料水準に関する指標の整理

		法定の標準保険料率		任意の標準保険料率		一人当たり 保険料額
		都道府県 標準保険料率 【1】	市町村 標準保険料率 【2】	当該市町村の 保険料算定方式で算出した場合		
				標準的な保険料率 【3】	前年度並みの法定外繰入等 を行った場合の 標準的な保険料率【3】	
意義		全国統一の保険料算定ルールにより、 都道府県間比較を行うもの	県内統一の保険料算定ルールにより、 市町村間比較を行うもの	市町村ごとの保険料算定ルールにより、 あるべき保険料水準の目安を示すもの	市町村ごとの保険料算定ルール及び法定外繰入等の反映により、 実態に近い保険料水準の目安を示すもの	激変緩和時の基準として、 市町村ごとの負担水準を示すもの
算出方法	方式	2方式	県内統一の方式	市町村ごとの方式	市町村ごとの方式	—
	賦課割合	理論値	理論値	実態に応じて設定 (繰入等の影響あり)	実態に応じて設定	
	収納率	標準的な収納率	標準的な収納率	標準的な収納率	実態に応じた収納率	—
	繰入	なし	なし	なし	実態に応じて算入	なし/実態に応じて算入
具体的イメージ		X県： 所得割 8% 均等割 40,000円	Y市： 所得割 10% 均等割 50,000円	Y市： 所得割 11% 均等割 45,000円	Y市： 所得割 9% 均等割 40,000円	Y市： 10万円/8万円
			Z町： 所得割 6% 均等割 30,000円	Z町： 所得割 6% 均等割 23,000円 平等割 10,000円	Z町： 所得割 5.8% 均等割 22,000円 平等割 9,500円	Z町： 6万円
計算上の特徴		全国統一ルールとして2方式で算出	県内統一の方式（この場合は2方式）で算出 Z町はY市の6割の水準となる（所得水準は同じ、年齢調整後の医療費水準が10：6と仮定）	Y市の賦課割合を実態に合わせたものとして算出 Z町は3方式で算出する	法定外繰入等を行っているY市は、同程度の繰入を前提に算出 実際に見込まれる収納率が標準的な収納率よりも高いZ町は調整を行う	